

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 7 月まで
ねんきん特別便による年金記録の通知を受けて、国民年金の加入期間を確認したところ、昭和 36 年 4 月から同年 7 月まで保険料を納付しているのに、36 年 4 月 1 日に喪失となっていた。
私が保管している国民年金手帳の印紙検認記録欄には、検認印が押し
てあるので納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している国民年金手帳の印紙検認記録欄に昭和 36 年 4 月から同年 8 月までの検認印が認められる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 36 年 2 月 8 日、資格喪失は同年 4 月 1 日となっているが、厚生年金保険の加入状況（昭和 36 年 8 月に資格取得）等から申立人が申立期間について国民年金の被保険者資格を喪失する理由は見当たらない上、国民年金保険料の還付事実は確認できなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月1日から同年7月1日まで

私は、A株式会社に入社し、昭和42年4月1日から平成15年9月30日まで勤務していた。A株式会社C支店から、同社B支店に転勤した際、同社C支店の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、49年6月1日、同社B支店の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年7月1日となっているので、厚生年金保険被保険者資格期間は437月、D厚生年金基金被保険者資格期間は438月、となっていて1か月の相違がある。49年6月についても厚生年金保険料を納付しているはずなので厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA株式会社が保管する社員人事記録から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和49年6月1日にA株式会社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主が昭和49年7月1日を資格取得日とし

て届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。